

物価高騰対応給付金 Q&A集

番号	Question	Answer
1	令和5年12月2日以降に太田市に転入しました。支給要件を満たしていると思うのですが、確認書が送られてきません。	太田市では令和5年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税であった方については令和5年度の給付金((7万円/世帯)又は(10万円/世帯))の支給対象であった可能性があるため、確認書を送送していません。前回給付金の対象外(所得割課税者のいる世帯に属する)等で、今回対象となる可能性のある方は物価高騰対応給付金コールセンターまでご連絡をお願いします。
2	基準日時点では被扶養者のみで構成される世帯でしたが、基準日以降に扶養を外してもらえば支給要件を満たしそうです。この場合基準日以降に扶養を外せば対象となりますか。	対象とはなりません。基準日における世帯の情報で判断します。
3	基準日以降に離別し、離別後の世帯が対象要件を満たしている場合、支給対象となりますか。	基準日以前にすでに離婚することが決まっており、基準日以降に離婚した場合対象となります。その場合、上記の内容を証明できる書類が必要となります。詳しくは物価高騰対応給付金コールセンターまでご連絡をお願いします。
4	自分の世帯が対象になると思われるが、書類が届きません。	現在、太田市では令和5年度及び6年度の税情報を基に支給事務を行っています。令和5年以降、他の市区町村に2回以上転入している方を含む世帯については、税情報が確認できないため社会支援課から確認書を送付することができません。その場合、申請書に必要事項等記入の上、必要書類と併せて社会支援課に送付してください。
5	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円/世帯)または令和5年度物価高騰対策給付金(10万円/世帯)を受給した世帯は物価高騰対応給付金(10万円/世帯)(5万円/児童)を受給できますか。	受給できません。また、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円/世帯)または令和5年度物価高騰対策給付金(10万円/世帯)の対象世帯で申請しなかった世帯や辞退した世帯等も対象外となります。
6	「課税者に扶養されている者のみで構成されている世帯は対象外となります」とありますが、具体的にはどのような場合ですか。	(例)ある夫婦2人が令和6年度住民税課税となっている別世帯の子の扶養に入っている場合、その夫婦2人の世帯は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯あるいは非課税世帯であったとしても対象外となります。ただし、夫婦2人が子と同じ世帯の住民税非課税である配偶者の扶養に入っている場合、夫婦2人の世帯は対象となります。
7	外国人は給付対象となりますか。	基準日である令和6年6月3日に太田市に住民登録があり、対象要件を満たす場合は対象となります。なお、令和6年1月2日以降に国外から転入した方のみで構成される世帯は支給対象とはなりません。また、租税条約により、課税の免除を受けている方を含む世帯も支給対象とはなりません。
8	住民税の未申告者は対象となりますか。	対象となる可能性があります。令和6年度及び令和5年度の住民税の申告をした後、令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税となれば対象となります。 ※令和5年度住民税の申告後、令和5年度の住民税が非課税または均等割のみ課税となっても令和5年度の給付金((7万円/世帯)または(10万円/世帯))を未申請であったとは見なしませんので、物価高騰対応給付金の支給要件を満たします。
9	生活保護受給世帯は対象となりますか。	令和6年1月1日以前から生活扶助を受けている場合は住民税非課税となるため、支給要件を満たせば対象となります。ただし、令和6年1月2日以降に生活扶助を受給して住民税免除の申請をしていない場合や基準日(令和6年6月3日)において生活保護停止中であれば、対象外となる場合があります。
10	基準日以降に修正申告をした場合対象となりますか。	修正申告後であっても支給要件を満たせば対象となります。ただし、修正申告後に支給要件を満たした場合、こちらから書類を送付することができません。修正申告後に対象になる可能性がある方に関しましては、令和6年7月19日以降に物価高騰対応給付金コールセンターまでお問い合わせをお願いいたします。